

[別添]

周辺自治体からの意見



防 災 第 832 号
令和5年(2023)12月4日

島根県知事 丸山 達也 様

出雲市長 飯塚 俊之
(防災安全部防災安全課)



「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る
覚書に基づく県からの意見照会について (回答)

このことについて、令和5年12月4日付、原第666号で照会のありました「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく意見につきまして、次のとおり回答します。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく
県からの意見照会に対する回答

島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更について、県が中国電力株式会社に対し事前了解を行われることを了解します。

なお、了解するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう改めて要請します。

記

付帯意見

【中国電力株式会社に求める事項】

1. 廃止措置実施に係る体制等に関すること
 - (1) 計画第2段階では放射線管理区域内の設備の解体撤去に入ることから、安全意識の更なる徹底を図るとともに、万全な組織・人員体制で臨むこと。
 - (2) 他の電力事業者等と協力し、常に最新の技術及び先行事例で得られた知見の把握に努め、廃止措置に適切に反映すること。
 - (3) これまでに経験のない作業を長期間にわたり安全かつ適切に対応するため、教育、訓練等を通して、社員はもとより関係する作業従事者の技術的能力の維持・向上を図ること。
 - (4) 作業における課題を早期に共有し、改善につながるよう、協力会社も含め風通しの良い組織づくりに努めること。
2. 使用済燃料及び放射性廃棄物に関すること
 - (1) 廃止措置が計画どおり進むよう国等と連携し、使用済燃料の全量搬出、譲り渡しを安全かつ着実に実施すること。
 - (2) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の管理及び処分について、国との連携のもと事業者の責任において、安全かつ適切に対応すること。
 - (3) クリアランス制度の適用にあたっては、法令基準に従い、適切に対応すること。

3. プラント解体にあたっての安全性の向上に関すること

- (1) 放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すること。
- (2) 地震等の自然災害やテロ対策等不測の事態への対応を含め、廃止措置の段階及び作業環境の変化に応じた安全対策を確実に講ずること。
- (3) 1号機の解体にあたっては、保安のために必要な設備及び隣接する2号機等の機能に影響を与えないよう作業を進めること。
- (4) 廃止措置は長期間にわたることから、常に安全を最優先とし、今後の状況の変化に応じた計画等の見直しを行うこと。

4. 情報提供に関すること

- (1) 汚染状況調査を含む廃止措置の実施状況について、透明性を確保し、周辺自治体及び住民に対して、随時、わかりやすく丁寧な説明に努めること。
- (2) 計画の進捗に影響を与える再処理工場の状況等について、適切に情報提供を行うこと。
- (3) 計画第3段階以降の内容について、詳細が決定次第、速やかに情報提供を行うこと。

5. 安全協定に関すること

- (1) 周辺自治体住民の安全確保の観点から、早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。

【県に求める事項】

1. 使用済燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として、国が前面に立ち、着実かつ早期に取り組を進めるよう求めること。
2. 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を早期に締結できるよう、必要な支援を行うこと。

【県を介して国に求める事項】

1. 廃止措置の実施にあたっては、住民の安全確保、環境保全の観点から、事故防止対策、放射性物質の漏えい防止対策等が適切に講じられるよう厳格に確認すること。また、設備面だけでなく、組織・人員体制や教育、訓練といった人的側面も厳格に確認すること。
2. 使用済燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として、国が前面に立ち、着実かつ早期に取り組を進めること。
3. 核燃料サイクルを含む原子力政策については、国の責任において、国民にわかりやすく丁寧に説明すること。
4. 原子力発電所の安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映できる新たな法制度を創設すること。また、新たな法制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
5. 万が一の原子力災害に備え、継続的な原子力防災対策の充実・強化に取り組むとともに、周辺自治体への支援の充実を図ること。

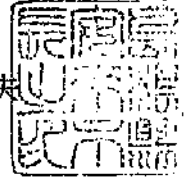


安 防 第 8 3 号

令 和 5 年 1 2 月 4 日

島根県知事 丸 山 達 也 様

安来市長 田 中 武 夫
(総務部防災課)



『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』
に係る覚書」に基づく意見について (回答)

令和5年12月4日付け原第666号で照会のあったことについて、別紙のと
おり回答します。

『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』
に係る覚書」に基づく県からの意見照会への回答について

令和5年8月8日付けで中国電力株式会社から島根県知事に対し、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条に基づき事前了解願いのあった、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更については了解します。

なお、了解するにあたっては、安来市民の安全と安心を守る立場から、下記の意見を付し、それが適切に反映されるよう要請いたします。

記

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 廃止措置の作業を進めるにあたっては、住民の安全確保及び環境保全を図ることを最優先に実施するとともに、関係法令を遵守し、放射性物質の漏えい防止に万全を期すなど、安全かつ適切な方法で実施すること。
- (2) 原子力規制委員会による審査の過程及び廃止措置の実施期間中における情報提供について、透明性を確保し、周辺自治体及び住民に対して、随時、丁寧な説明を行うこと。
- (3) 使用済核燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分について、引き続き具体的な検討を行うとともに、関係自治体等の理解を得ながら着実に取り組みを進めること。
- (4) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ的確な処分方法及び搬出方法について、引き続き具体的な検討を行うこと。
- (5) 廃止措置における安全対策については、設備面のみならず、それを適切に使いこなすための組織・人員体制・教育・訓練といった人的な対応についても充実強化を図ること。
- (6) テロ対策等不測の事態に備え、万全な安全対策を講ずること。
- (7) 原子力災害発生時における防災体制の構築にあたっては、緊急時、平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。

2. 島根県に求める事項

- (1) 万が一の原子力災害に備えて、住民が迅速かつ安全に避難できるよう広域避難計画について、引き続き実効性の向上に努めること。

- (2) テロ対策等不測の事態に備えた対策強化に努めること。
- (3) 廃止措置計画変更など重要な変更等が行われる場合に、周辺自治体の意見等を反映する新たな制度の構築について国に強く要請すること。

3. 島根県を介して国に求める事項

- (1) 使用済核燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ的確な処理及び処分方法について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として前面に立って取り組むこと。
- (2) 廃止措置の実施にあたっては、住民の安全確保及び環境保全を最優先に、安全かつ確実に実施されるよう、厳格な確認を行うこと。
- (3) 廃止措置における安全対策について、設備面のみならず、それを適切に使いこなすための組織・人員体制・教育・訓練といった人的な対応についても充実強化が図られるよう確認を行うこと。
- (4) 万が一の原子力災害に備えて、住民が迅速かつ安全に避難できるよう広域避難計画について、引き続き実効性の向上に努めること。
- (5) テロ対策等不測の事態に備えた対策強化に努めること。



原防第202号
令和5年12月4日

島根県知事 丸山達也様

雲南市長 石飛厚
(防災部防災安全課)



『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る
覚書」に基づく意見について (回答)

平素から本市の原子力行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年12月4日付け原第666号で照会のあったことについて、別
紙のとおり回答します。

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく手続きについて（回答）

令和5年8月8日付けで中国電力株式会社から島根県知事に対し、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条に基づき事前了解願いのあった、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更については了解します。

なお、了解するにあたっては、雲南市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

記

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 廃止措置の実施について、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令等を遵守し、安全かつ適切に実施すること。
- (2) 廃止措置の実施期間中における情報提供について、随時、自治体及び住民に対して丁寧に情報提供を行うこと。
- (3) 使用済燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分について、引き続き具体的な検討を進めるとともに、早期の搬出・譲渡しに向け、関係自治体等の理解を得ながら、事業者は責任をもって、国と連携し取組みを加速させること。
- (4) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物を安全に処分するための適切で確実な方法について、引き続き具体的な検討を行うこと。
- (5) 地震・竜巻等を含む自然災害やテロ対策、地下水対策等について新たな知見が得られた場合には、廃止措置の各段階において適切に安全対策を講ずることができるよう取り組むこと。
- (6) テロ対策等不測の事態に備え安全対策を講ずることができるよう取り組むこと。
- (7) 廃止措置の作業を進めるにあたっては、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- (8) 廃止措置における安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育・訓練といった人的な対応による安全文化の醸成に関しても、不断の充実・強化を図るよう適切な取組みを行うこと。
- (9) 緊急時に住民の安全確保に大きな責務を有する周辺自治体としての意見等がしっかりと反映されるよう、事前了解権を含む安全協定を締結すること。

2. 島根県に求める事項

- (1) 緊急時に住民の安全確保に大きな責務を有する周辺自治体としての意見等がしっかりと反映される事前了解権を含む安全協定を締結できるよう、引き続き必要な支援を講ずること。
- (2) 回答に付した意見について、中国電力株式会社及び国等へ確実に伝えること。
- (3) 立地自治体や周辺自治体の間で意見の相違があった場合は、調整を行うこと。
- (4) 万が一の原子力災害に備えて、住民が迅速かつ安全に避難できるよう広域避難計画について、引き続き実効性の向上に努めること。
- (5) テロ対策等不測の事態に備えた対策に努めること。

3. 島根県を介して国及び原子力規制委員会に求める事項

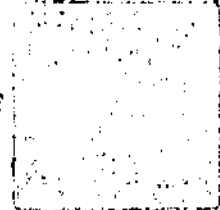
- (1) 廃止措置の実施にあたっては、適切な汚染状況調査等が行われ、安全かつ確実に廃止措置が行われるよう、厳格な確認を行うこと。
- (2) 使用済燃料について、廃止措置における適切な管理や譲渡しが確実に行われるよう厳格に確認を行うこと。
- (3) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物について、管理や処分が確実に行われるよう厳格に確認を行うこと。
- (4) 廃止措置にあたっての安全対策について、設備面だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応についても適切な取組みが行われるよう確認を行うこと。
- (5) 使用済燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として、引き続き前面に立って取り組むこと。
- (6) 万が一の原子力災害に備えて、住民が迅速かつ安全に避難できるよう原子力防災対策について、引き続き前面に立って取り組むこと。
- (7) テロ対策等不測の事態に備えた対策に努めること。
- (8) 廃止措置計画変更など重要な変更等が行われる場合に、周辺自治体の意見等を反映する新たな制度を構築すること。



第202300224626号
令和5年12月4日

島根県知事 丸山 達也 様

鳥取県知事 平井 伸治



島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見
について (回答)

貴県から令和5年12月4日付原第666号で照会のあったことについては、米子市長及び境港市長の意見を踏まえて、別添のとおり回答します。

については、貴県の島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更に係る最終的な判断に際し、当県県民の安全・安心に対する心情等をお察しいただき、特段の御配慮をお願いします。

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、廃止措置の全体計画及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の廃止措置の実施に限り了解する。
- 2 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、適切に実施するとともに、速やかに安全かつ確実に廃炉作業を終えること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。
特に、放射線管理区域内の設備の解体撤去作業については、汚染の程度に応じた適切な作業を行い、周辺環境はもとより、作業員（放射線業務従事者）の被ばく低減につなげること。
万が一、人と環境に影響するおそれのある事故等が発生した場合は、安全協定に基づき、鳥取県、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）に速やかに報告するとともに、迅速かつ的確に対応し、その対応について鳥取県等の理解と協力を得るようにすること。
- 3 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）以降の廃止措置計画の変更の際には、安全を第一義として慎重に検討するとともに、安全協定に基づきその都度鳥取県等に協議を行うこと。また、県民が抱える漠然とした不安に対しても真摯に向き合い、常に県民に寄り添った対応を心掛けること。
- 4 廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について適宜、地域住民、鳥取県等に対して、分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 5 原子力安全においては事業者の役割が最も重要であることから、県民の安全を第一義とし、汚染状況の数値など専門的な情報についても、関係自治体など地元への分かりやすく正確な情報提供に努めるとともに、設備面での対応だけでなく、度重なる不適切事案の再発防止のために、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 6 使用済燃料の全量の搬出・譲渡しについて、責任をもって、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。使用済燃料を搬出するまでの期間は安全に貯蔵すること。
- 7 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等については、責任をもって、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、放射能レベルに応じて適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。また、クリアランス制度によって国の確認を得たものも含め、本県へ持ち込まないこと。
- 8 除染に使用した化学薬品等や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 廃止措置の実施に当たっては、本県地元企業を活用すること。

国への要望事項

- ① 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から、廃止措置計画の変更認可申請の審査を厳正に行うとともに、廃止期間中においても原子力規制検査等による厳格な検査を行うこと。また、実施内容が廃止措置計画に反する場合には、災害を防止するために必要な措置を命じ、特に汚染状況の調査や汚染の除去及び施設の解体撤去については放射線被ばくのリスク管理を含めて厳しく監視すること。(原子力規制委員会)
- ② 中国電力株式会社に対し、廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、安全性を確保しつつ円滑かつ着実に実施するとともに、速やかに安全かつ確実に廃炉作業を終えるよう指導すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること、特に、放射線管理区域内の設備の解体撤去作業については、汚染の程度に応じた適切な作業を行い、周辺環境はもとより、作業員(放射線業務従事者)の被ばく低減策を講じるよう指導すること。(経済産業省)
- ③ 廃止措置計画の変更認可申請の審査状況や審査結果及び廃止措置期間中の原子力規制検査等の結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。(原子力規制委員会)
- ④ 中国電力株式会社に対し、廃止措置の第2段階以降の変更に際しては、安全を第一義として、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。(経済産業省)
- ⑤ 中国電力株式会社に対し、廃止措置の実施状況等について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して透明性をもって分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。(経済産業省)
- ⑥ 中国電力株式会社に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、責任をもって万全な原子力安全対策を行うよう引き続き指導すること。(原子力規制委員会、経済産業省)
- ⑦ 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、国も使用済燃料対策に主体的に取り組むこと。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分や核燃料サイクルの体制確立等について、国の責任のもと早期に解決を図ること。(経済産業省)
- ⑧ 使用済燃料の搬出や譲渡しが行われるまでの間、原子力規制検査等により、使用済燃料の貯蔵管理が適正に行われるよう、厳しく監視すること。
(原子力規制委員会)
- ⑨ 中国電力株式会社に対し、原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者の責任において安全かつ適切に処分が行われるよう指導すること。また、クリアランス制度によって国の確認を得たものを含め、本県へ持ち込まないよう指導すること。(経済産業省)

- ⑩ 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理及び処分については、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に監視すること。(原子力規制委員会)
- ⑪ 廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響の観点から、放射性物質の漏えい防止対策が適切に行われるよう、厳格に監視すること。(原子力規制委員会)
- ⑫ 中国電力株式会社に対し、廃止措置の実施に当たって、本県地元企業の活用を検討するよう指導すること。(経済産業省)
- ⑬ 原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。(原子力規制委員会、経済産業省、内閣府(原子力防災))